

名古屋港管理組合公報

平成29年 3月31日
(金曜日)
第 595 号

目次	
○給与条例の一部を改正する条例	1
○名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	22
規 則	
○勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
○職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
○職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	23
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	23
○非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	37
○名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則	38
告 示	
○平成27年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領	42
○平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領	43
○平成29年度名古屋港管理組合予算の要領	44
○平成28年度名古屋港管理組合補正予算の要領	51
○港湾施設の変更	53
○港湾施設の廃止	54
○臨港緑地の供用開始	55
訓 令	
○名古屋港管理組合事務決裁規程	56
○事務所の組織の分掌事務規程	56

条 例

給与条例の一部を改正する条例を公布する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第一号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第三項中「千分の七百六十八」を「千分の八百六十八」に、「千分の九百六十八」を「千分の千六十八」に改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、千分の三百五十八（特定管理職員にあつては、千分の四百五十八）」を「割合は、六月に支給する場合においては千分の三百五十八、十二月に支給する場合においては千分の四百八（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の四百五十八、十二月に支給する場合においては千分の五百八）」に改める。

第二条 給与条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号口中「技能労務職給料表」の下に「(別表第一の二)」を加える。

第九条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万円とする。

第九条第四項中「満十五歳」を「十五歳」に、「満二十二歳」を「二十二歳」に改める。

第十条第一項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第一号中「としての」を「たる」に改め、同項第二号中「としての」を「たる」に、「前条第二項第二号又は第四号」を「扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号」に、「満二十二歳」を「二十二歳」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合において」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたとき」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合」及び「(扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号

に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族としての子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第二十一条の二第三項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の七百六十七、十二月に支給する場合においては千分の八百六十八（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の九百六十七、十二月に支給する場合においては千分の千六十八）」を「支給する時期ごとの割合は、百分の八十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）」に改め、同条第四項中「割合は、六月に支給する場合においては千分の三百五十八、十二月に支給する場合においては千分の四百八（特定管理職員にあつては、六月に支給する場合においては千分の四百五十八、十二月に支給する場合においては千分の五百八）」を「支給する時期ごとの割合は、百分の四十（特定管理職員にあつては、百分の五十）」に改める。

第二十一条の八を次のように改める。

第二十一条の八 削除

第二十三条第三項中「八百三十円」を「八百九十円」に改める。

第二十三条中「の各号」を削る。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第1の2 (第5条関係)

技能労務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	127,900	144,400	200,900	226,200
2	128,900	145,900	202,300	227,300
3	129,900	147,400	203,700	228,400
4	130,800	148,800	205,000	229,500
5	131,700	150,200	206,300	230,600
6	132,700	151,700	207,700	231,700
7	133,700	153,200	209,100	232,800
8	134,600	154,600	210,500	233,900
9	135,500	156,000	211,900	235,000
10	136,500	157,500	213,700	236,100
11	137,500	159,000	215,400	237,200
12	138,500	160,400	217,100	238,300
13	139,400	161,800	218,800	239,400
14	140,500	163,300	220,000	240,500
15	141,500	164,800	221,200	241,600
16	142,500	166,200	222,400	242,700
17	143,500	167,600	223,500	243,800
18	144,700	169,100	224,700	244,900
19	145,900	170,600	225,900	246,000
20	147,100	172,000	227,100	247,100
21	148,200	173,400	228,200	248,200
22	149,400	174,900	229,400	249,300
23	150,600	176,400	230,600	250,400
24	151,800	177,800	231,800	251,500
25	153,000	179,200	232,900	252,600
26	154,500	180,700	234,100	253,800
27	156,000	182,200	235,300	255,000
28	157,500	183,600	236,500	256,200
29	158,900	185,000	237,600	257,300
30	160,400	186,500	238,800	258,500
31	161,900	187,900	240,000	259,600
32	163,400	189,300	241,200	260,700
33	164,900	190,700	242,300	261,800
34	166,700	191,900	243,500	262,900
35	168,500	193,100	244,700	264,000
36	170,300	194,300	245,900	265,000
37	172,100	195,500	247,000	266,000
38	173,800	196,600	248,200	267,100
39	175,500	197,700	249,400	268,200
40	177,200	198,800	250,500	269,200
41	178,800	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500

47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200
85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400

98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	
129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		

149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

別表第二を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額	円
1 級	138,200	
2 級	172,600	
3 級	213,300	
4 級	242,200 (257,800)	
5 級	264,200	
6 級	271,400	
7 級	278,600 (296,600)	
8 級	327,100 (357,000)	
9 級	403,900	

備考

- 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第三級別基準職務表・技能労務職給料表級別基準職務表を次のように改める。

2 技能労務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技能労務職員の職務
2 級	相当長期の経験を有し、かつ、高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
3 級	相当長期の経験を有し、かつ、特に高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
4 級	技能長の職務

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第三項、第五項から第七項まで及び第十二項から第十七項までの規定は、平成二十九年四月一日(以下「切替日」という。)から施行する。

2 第一条の規定による改正後の給与条例(以下「平成二十八年改正後の条例」という。)の規定並びに附則第四項及び第八項の規定並びに附則第十一項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以下「改正後の特別職条例」という。)の規定は、平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)から適用する。

(切替日の前日に休職していた職員の給料月額等の切替え等)

3 切替日の前日に休職していた職員で管理者の定めるものの切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。

(経過措置)

4 適用日から平成二十九年三月三十一日までの間における再任用職員(給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職員に限る。)に対する平成二十八年改正後の条例第二十一条の第二四項の規定の適用については、なお従前の例による。

5 切替日から平成三十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の給与条例(以下「平成二十九年改正後の条例」という。)第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族については一万三千円、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子、父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち一人については六千七百円、職員に配偶者が不在の場合にあつてはそのうち一人については一万円)」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」とあるのは、三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号又は第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。))

と、同条第三項中「至つた場合」とあるのは「至つた場合、扶養手当を受けている職員について

同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における平成二十九年改正後の条例第九条第三項及び第十条の規定の適用については、同項中「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき一万円」とあるのは「前項第一号に該当する扶養親族については一万円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については一人につき八千円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき六千五百円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円)」と、同条第一項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、「二 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。)」とあるのは、三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合(前号に該当する場合を除く。))四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合(第一号に該当する場合を除く。))日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。))

と、同条第三項中「至つた

場合」とあるのは「至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。))、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るも

のがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

7 切替日の前日現に第二条の規定による改正前の給与条例第二十一条の八の規定の適用を受けていた職員に対する平成二十九年改正後の条例別表第一の二及び別表第三級別基準職務表二技能労務職給料表級別基準職務表の適用については、当分の間、なお従前の例による。

(平成二十八年度における勤勉手当に関する特例措置)

8 平成二十八年十二月に支給する職員の勤勉手当の額は、平成二十八年改正後の条例第二十一条の二第二項、第五項及び第六項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額(以下「基準額」という。)から、第一号及び第二号に掲げる額の合計額(以下「調整する額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額から第一条の規定による改正前の給与条例(以下「改正前の条例」という。)第二十一条の二第二項、第五項及び第六項の規定により算定される勤勉手当の額を減じた額(以下「調整される額」という。)を超えることとなるときは、調整する額は調整される額と同額とする。

一 平成二十八年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となつた者にあつては、新たに職員となつた日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当(給与条例第十一条の三第二項に規定する管理者の定める額を除く。)の月額合計額に一万分の十八を乗じて得た額に、同年四月から平成二十九年三月までの月数(平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間において在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間その他の管理者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

二 改正前の条例の規定に基づいて平成二十八年六月及び同年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当並びに調整される額の合計額に一万分の十八を乗じて得た額

(給与の内払)

9 改正前の条例又は附則第十一項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、平成二十八年改正後の条例又は改正後の特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

11 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「千分の千六百二十六」を「千分の千七百二十六」に改める。

12 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「千分の千四百七十五」を「百分の百五十五」に、「千分の千七百二十六」を「百分の百七十」に改める。

(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

13 給与条例の一部を改正する条例(平成二十六年名古屋港湾管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1 級	131,400
2 級	164,100
3 級	200,200
4 級	230,800 (244,100)
5 級	251,200
6 級	258,000
7 級	264,800 (282,000)
8 級	310,900 (339,400)
9 級	383,900

備考

- 1 この表の4級の括弧内の金額は、4級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

14 給与条例の一部を改正する条例（平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号）の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	127,800	154,200	214,600	229,100	243,900	271,100	323,300	394,700	414,000
2	128,800	155,400	216,200	230,600	246,000	273,200	326,100	397,900	417,600
3	129,800	156,600	217,800	232,100	248,000	275,300	328,900	401,100	421,100
4	130,700	157,800	219,400	233,500	250,000	277,300	331,700	404,200	424,600
5	131,600	158,900	220,900	234,900	252,000	279,300	334,400	407,300	428,100
6	132,600	160,600	222,500	236,900	254,000	281,500	337,100	410,500	431,800
7	133,600	162,200	224,100	238,900	256,000	283,700	339,800	413,600	435,500
8	134,500	163,800	225,700	240,900	258,000	285,800	342,500	416,700	439,100
9	135,400	165,400	227,300	242,800	260,000	287,900	345,100	419,800	442,700
10	136,400	167,100	229,300	244,800	262,100	290,200	347,500	423,000	446,300
11	137,400	168,800	231,300	246,800	264,200	292,400	349,900	426,100	449,800
12	138,400	170,500	233,200	248,800	266,200	294,600	352,300	429,200	453,300
13	139,300	172,200	235,100	250,700	268,200	296,800	354,600	432,300	456,800
14	140,400	173,900	237,100	252,800	270,300	299,100	356,900	435,300	460,400
15	141,500	175,600	239,000	254,900	272,400	301,400	359,200	438,300	463,900
16	142,500	177,300	240,900	256,900	274,500	303,600	361,500	441,300	467,400
17	143,500	179,000	242,800	258,900	276,500	305,800	363,800	444,200	470,900
18	144,600	180,800	244,700	261,000	278,600	308,200	366,000	447,000	474,400
19	145,700	182,600	246,600	263,100	280,700	310,600	368,200	449,800	477,900
20	146,800	184,400	248,500	265,200	282,800	312,900	370,400	452,600	481,300
21	147,800	186,100	250,400	267,300	284,900	315,200	372,500	455,300	484,700
22	149,000	188,100	252,300	269,500	287,100	317,600	374,700	457,900	488,000
23	150,100	190,000	254,200	271,600	289,200	320,000	376,800	460,500	491,200

24	151,200	191,900	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	152,300	193,800	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	153,800	195,800	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	155,300	197,800	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	156,800	199,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	158,200	201,800	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	160,000	203,600	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	161,800	205,400	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	163,600	207,100	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	165,400	208,800	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	167,100	210,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	168,800	212,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	170,500	214,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	172,200	215,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	173,800	217,500	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	175,300	219,200	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	176,800	220,900	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300
41	178,300	222,600	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	493,700	546,100
42	179,800	224,400	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	181,300	226,100	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	182,700	227,800	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	184,100	229,500	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	185,600	231,300	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	187,000	233,000	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	188,400	234,700	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700

49	189,800	236,400	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	191,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	192,600	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	194,000	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	195,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	196,600	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	197,900	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	199,100	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	512,300	588,200
57	200,300	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	513,500	591,000
58	201,500	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	202,700	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	203,900	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	205,100	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	206,200	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	207,300	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	208,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	209,300	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	210,400	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)		
67	211,400	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	212,400	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	213,400	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	214,400	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	215,400	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	216,400	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	217,400	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		

74	218,300	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)
75	219,100	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)
76	219,900	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)
77	220,700	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)
78	221,500	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)
79	222,300	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)
80	223,100	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)
81	223,900	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)
82	224,700	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500
83	225,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200
84	226,300	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900
85	227,100	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	227,900	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	228,700	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	229,500	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	230,200	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	231,000	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	231,800	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	232,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	233,300	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	233,900	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	234,500	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	235,000	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	235,500	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98	236,000	290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99	236,500	291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	

100	236,900	292,200	354,600	368,400	389,700	410,800			
101	237,300	292,800	355,100	369,000	390,400	411,400			
102	237,800	293,300	355,700	369,700	391,100	412,100			
103	238,200	293,800	356,200	370,400	391,800	412,800			
104	238,600	294,300	356,700	371,000	392,500	413,500			
105	239,000	294,700	357,200	371,600	393,200	414,100			
106	239,500	295,100	357,800	372,300	393,900	414,800			
107	239,900	295,500	358,300	373,000	394,600	415,500			
108	240,300	295,900	358,800	373,600	395,300	416,100			
109	240,700	296,300	359,300	374,200	395,900	416,700			
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400			
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000			
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600			
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200			
114		298,300	362,000	377,400	399,400				
115		298,700	362,500	378,100	400,100				
116		299,100	363,000	378,700	400,800				
117		299,500	363,500	379,300	401,500				
118		299,900	364,100	380,000	402,200				
119		300,300	364,600	380,700	402,900				
120		300,700	365,100	381,300	403,500				
121		301,100	365,600	381,900	404,100				
122		301,500		382,600	404,800				
123		301,900		383,300	405,500				
124		302,300		383,900	406,100				

125	302,600	384,500	406,700			
126	303,000	385,200	407,400			
127	303,400	385,900	408,100			
128	303,700	386,500	408,700			
129	304,000	387,100	409,300			
130	304,400	387,800	410,000			
131	304,800	388,400	410,700			
132	305,200	389,000	411,300			
133	305,500	389,600	411,900			
134	305,900	390,300				
135	306,300	390,900				
136	306,600	391,500				
137	306,900	392,100				
138	307,300	392,800				
139	307,600	393,400				
140	307,900	394,000				
141	308,200	394,600				
142	308,600	395,300				
143	308,900	395,900				
144	309,200	396,500				
145	309,500	397,100				
146		397,800				
147		398,400				
148		399,000				
149		399,600				
150		400,300				

151				400,900					
152				401,500					
153				402,100					
154				402,700					
155				403,300					
156				403,900					
157				404,400					

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

- (職員の退職手当に関する条例の一部改正)
- 15 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 第五条第三項中「前二項」を「第二項」に改め、「規定する者」の下に「(職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少のため降職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者に限る。)」を加え、「これらの」を「同項の」に改める。
- (職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 16 平成二十九年三月三十一日現在在職する職員に対する前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第五条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 17 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。
 第二条中「とともに、法第一条の目的に資するため、必要な事項を定める」を削る。
 第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。
 (法第二条第一項の条例で定める者)
- 第二条の二** 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。
- 第三条第一号を次のように改める。
- 一 育児休業をしている職員が産前の休暇を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休暇又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
- イ 死亡した場合
- ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合
- 第三条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。
- イ 前号イ又はロに掲げる場合
- ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合
- 附則第七項から第十項までを削る。

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び貯木場」を「貯木場及び埠頭用地」に改める。

第二条第二項中「平成二十八年度を目途として、」を「平成三十二年を目途として」に改め、「港湾施設を」の下に「平成三十三年を目途として約二五六万平方メートルの埠頭用地を」を加え、同項の表中「九基」を「五基」に、「四十棟(約一五三、五〇〇平方メートル)」を「三十四棟(約一四四、〇〇〇平方メートル)」に、「約二、〇二二、〇〇〇平方メートル」を「約一、八一八、〇〇〇平方メートル」に改める。

第六条中「の各号」を削る。

第七条第二項中「の各号」を削り、「および」を「及び」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

規 則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第六号）の一部を次のように改正する。
第一条の五中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 任命権者は、要介護者を介護する職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、条例第八条に規定する勤務をさせてはならない。第五条第二項中「第十四条第一号」の下に「及び第六号」を加え、「二回に」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第二号

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十七年名古屋港管理組合規則第二号）の一部を次のように改正する。
第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

- 第二条 条例第五条第二項の規定に基づき管理者が定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の条例第四条第一号に規定する外国での勤務が同日後も引き続き起こることとなり、かつ、その引き続き起こることが当該延長の申請時には確定していなかったこととする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第三号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号）の一部を次のように改正する。
第一条第七号の二中「同居の二親等の親族（を「二親等の親族（二親等の親族のうち、祖父母、兄弟姉妹及び孫以外の者にあつては、職員と同居している者に限る。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二の二 勤務時間及び休暇に関する条例（昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条例」という。）

第十四条の二第一項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をする場合

第二条第一項中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の二を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

- 六 前条第七号の二の二の場合 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る勤務時間条例第十四条の二に規定する介護休暇の期間と重複する期間を除く。）内において正規の勤務時間の始め又は終わりに一日を通じて二時間以内でそれぞれ必要とされる時間

第二条第三項中「第六号」を「第八号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第四号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和五十二年名古屋港管理組合規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「又は第二項」を削り、同条第三項中「その者が退職の際勤務していた名古屋港管理組合（以下「組合」という。）の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第四項中「その者が退職の際勤務していた組合の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第六項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 求職活動支援費
第二条第九項第二号中「(以下「再就職手当」という。)」を削る。

第五条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 受給資格者は、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、速やかに受給資格者氏名・住所変更届(様式第一号の二)にその事実を証明することができる書類及び受給資格者証を添えて管理者に提出しなければならない。

3 前項の変更届の提出を受けたときは、受給資格者証に必要な改定をしたうえで、これを返付する。

第六条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十六条第一項中「受給資格者は」を「受給資格者又は高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する退職職員(以下「高年齢受給資格者」という。)」に、「再就職手当に相当する退職手当若しくは雇用保険法」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号口に該当する者に係る就業促進手当(雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第八十三条の四第一項に規定する就業促進定着手当(以下「就業促進定着手当」という。))を除く。以下「再就職手当」という。)に相当する退職手当又は同法」に改め、「様式第十号の二)を」の下に、「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当請求書(様式第十号の三)を」を加え、「又は」を「」に、「にあつては広域求職活動費」を「のうち同規則第九十五条の二第一号に規定する広域求職活動費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(広域求職活動費)」に改め、「様式第十二号)を」の下に、「同条第二号に規定する短期訓練受講費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(短期訓練受講費)に相当する退職手当請求書(様式第十二号の二)を、同条第三号に規定する求職活動関係役務利用費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当請求書(様式第十二号の三)を」を、「受給資格者証」の下に「又は失業者退職手当高年齢受給資格者証」を加え、同条第二項中「受給資格者証」の下に「又は失業者退職手当高年齢受給資格者証」を加える。

第十六条の二第一項中「高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する退職職員(以下「及び」という。)」を削る。

様式第一号中

受給資格者	氏名		性別	男・女	年齢	歳	
	現住所						
	本籍地						
	採用年月日	年	月	日	在職期間	年	月
	退職年月日	年	月	日			

を

受給資格者	氏名		年齢	歳		
	住所又は居所					
	採用年月日	年	月	日	退職事由	
	退職年月日	年	月	日	在職期間	年

に

受講
特定職種
通所

手当	日額	円	年	月	日	支給開始
受講手当	月額	円	年	月	日	支給開始
手当	月額	円	年	月	日	支給開始

を

受講手当	日額	円	年	月	日	支給
通所手当	月額	円	年	月	日	支給

開始

に、「㊦」を「㊥」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

開始

様式第1号の2 (第5条関係)

受給資格者氏名・住所変更届

		台帳番号	
氏名	新		
	旧		
住所又は居所	新		
	旧		
変更年月日	年 月 日		
<p>上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>元の勤務先 部 課</p> <p>氏名 印</p> <p>名古屋港管理組合管理者 様</p>			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第一号 (裏面) 中	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">現住所</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 30%;">男・女</td> </tr> <tr> <td>本籍地</td> <td></td> <td>年齢</td> <td>歳</td> </tr> </table>	現住所		性別	男・女	本籍地		年齢	歳	也	住所又																
現住所		性別	男・女																								
本籍地		年齢	歳																								
は居所		年齢	歳	は「㊤」を「印」は「退職理由」を「退職																							
事由」は	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受講手当</td> <td style="width: 10%;">日額</td> <td style="width: 10%;">円</td> <td style="width: 10%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 35%;">日支給開始</td> </tr> <tr> <td>特定職種受講手当</td> <td>月額</td> <td>円</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日支給開始</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td>月額</td> <td>円</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日支給開始</td> </tr> </table>	受講手当	日額	円	年	月	日支給開始	特定職種受講手当	月額	円	年	月	日支給開始	通所手当	月額	円	年	月	日支給開始	也	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">受講手当</td> <td style="width: 10%;">日額</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td>通所手当</td> <td>月額</td> <td>円</td> </tr> </table>	受講手当	日額	円	通所手当	月額	円
受講手当	日額	円	年	月	日支給開始																						
特定職種受講手当	月額	円	年	月	日支給開始																						
通所手当	月額	円	年	月	日支給開始																						
受講手当	日額	円																									
通所手当	月額	円																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年</td> <td style="width: 10%;">月</td> <td style="width: 70%;">日支給開始</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日支給開始</td> </tr> </table>	年	月	日支給開始	年	月	日支給開始	に改める。																			
年	月	日支給開始																									
年	月	日支給開始																									
様式第二号 (裏面) 中「㊤」を「印」は「現住所」を「住所又は居所」に改め、同様式 (裏面) を次のように改める。																											

(裏面)

失 業 の 申 告
(該当のところへ○印を付け、必要な事項を記入してください。)

失業の申告をする期間

- ① 求職の申込みをした日から 日間 (待期日数及び制限日数)
 ② 年 月 日から 年 月 日まで 日間 (請求日数)

失業の申告をしようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	ア した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。) イ しない		1	2	3	4	5	6	7		1	2	3	4	5	6	7
		月	8	9	10	11	12	13	14	月	8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21		
		22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28		
		29	30	31				29	30	31							

内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分
	収入のあつた日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日分

失業の申告をしようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。

ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。					
	求職活動の方法			活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
	ア 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等					
	イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等					
	ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等					
	エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等					
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記入してください。						
事業所名、部署		応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果
(電話)					ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	
(電話)					ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他	
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記入してください。)					

今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 ア 病気やけがなど健康上の理由 イ 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) ウ 就職をしたため又は就職予定があるため エ 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため オ その他()
--	---------------------	--

就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	ア 公共職業安定所紹介 イ 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 ウ 自己就職	(就職先事業所)
	イ 自営	月 日より就職(予定) 月 日より自営業開始(予定)	

上記のとおり失業の申告をします。
 年 月 日
受給資格者氏名 印

〔注意事項〕
 偽りその他不正の行為により退職手当の支給を受けたり、又は受けようとした場合は、以後、退職手当を受けることができなくなるほか、その返還を命ぜられる場合があります。

様式第四号中

氏名

性別

男・女

氏名

ど「もとの」を「元の」に「㊟」を「印」に改める。

様式第六号中

1 公共職業訓練

2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練

3 炭鉱離職者臨時措置法第23条第1項第3号の講習

4 障害者の雇用の促進等に関する法律第5条の適応訓練

5 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第15条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

6 沖縄振興特別措置法第44条第1項第4号の講習

1 公共職業訓練

ど「㊟」を「印」に改める。

2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練

3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練

4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練

5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの

様式第七号中「㊟」を「印」に「もとの」を「元の」に改め、同様式備考第三項中「25回」を「21回」に改める。
 様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第15条関係)

公共職業訓練等受講証明書

台帳番号																	
待期満了年月日		年 月 日															
支給期間	初日	年 月 日				末日	年 月 日										
認定日数		受講日数		通所日数		特定職種受講日数					寄宿日数						
内職(労働日数、収入額)			円			就業手当支給日数											
1 受講者氏名			2 証明対象期間			年 月											
3 訓練受講職種																	
4 右のカレンダーに該当する印を付けてください。											1	2	3	4	5	6	7
(1) 公共職業訓練等が行われなかつた日(日・祝日等) =印											8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち											15	16	17	18	19	20	21
ア 疾病又は負傷による場合 ○印											22	23	24	25	26	27	28
イ ア以外でやむを得ない理由がある場合 △印											29	30	31				
ウ やむを得ない理由がない場合 ×印																	
5 特記事項		上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印															
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。											ア した イ しない						
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。											ア 得た イ 得ない						
8 寄宿の有無		有()・無															
上記のとおり申告します。 年 月 日 元の勤務先 部 課 氏名 印 名古屋港管理組合管理者 様																	

- 備考 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5の欄に記入すること。
2 8の欄において「有」を○で囲んだ者のうち「別居して寄宿していない日」があるものは、その日及び理由を括弧内に記入すること。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

続柄第九号中

受給資格者	氏名		性別	男・女
-------	----	--	----	-----

請求者	氏名	
-----	----	--

「
 〆「治ゆ」や「治癒」 〆「電話 局 番」や「(電話)」 〆「印」や
 」

「印」 〆	支給請求期間	地方公務員等共済組合法の傷病手当金等の支給を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	や
	支給請求期間	傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	

支給請求期間	地方公務員等共済組合法の傷病手当金等の支給を受けることができる期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	〆「もと
	傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	
内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日 月 日 月 日 月 日	収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分 収入のあつた日 月 日 収入額 円 何日分の収入か 日分		

の」や「元の」に各々。

続柄第十号中「受給資格者」や「請求者」 〆「印」 〆「1月」や「1箇月」 〆「もとの」や「元の」に各々。

続柄第十号の11中「受給資格者」や「請求者」 〆	7 賃金月額	万 千円	8 雇用期間
--------------------------	--------	------	--------

ア 定め有り→	年 月 日まで
イ 定め無し	(年 月)

7 賃金月額	万 千円	8 雇用期間
--------	------	--------

ア 定め有り→	年 月 日まで (年 月)
イ 定め無し	
契約更新条項	(ア 有 イ 無)
1年を超えて雇用する見込み	(ア 有 イ 無)

〆「印」や「印」に各々「、常用就職支度金」や

並の「もとの」や「元の」に各々 同様式の次に次の「」を各々加える。

様式第10号の3 (第16条関係)

就業促進定着手当に相当する退職手当請求書

1 請求者	氏名				
	住所又は居所	(電話)			
2 就職先の事業所	名称				
	所在地	(電話)			
3 1週間の所定労働時間	時間 分	4 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万	千円	
5 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
		①	②	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
6 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)					
7 上記により就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を請求します。 年 月 日 元の勤務先 部 課 氏名 印 名古屋港管理組合管理者 様					
※支給決定年月日		年 月 日			
台帳番号					

備考 1 請求者にあつては、1及び7の欄に記入し、当該請求者を雇用した事業主にあつては、2から6までの欄に記入すること。
2 ※印欄には、記入しないこと。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十一号中「受給資格者」を「請求者」と、「もとの」を「元の」と、「印」を「印」に改める。

様式第十二号中「広域求職活動費」を「就職活動支援費（広域求職活動費）」と、「受給資格者」を「請求者」と、「氏」

名		性別	男・女	を	氏名
---	--	----	-----	---	----

と、「もとの」を「元の」と、「印」を

「印」に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

様式第12号の2 (第16条関係)

求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当請求書

請求者	氏名	台帳番号	
	住所又は居所		
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始 年月日
			受講終了 年月日
		当該講座に関連する公的資格	受講費 (入学科を含む。)(円)
		資格名 [] 分類 []	円
上記により求職活動支援費 (短期訓練受講費) に相当する退職手当の支給を請求します。 年 月 日 名古屋港管理組合管理者 様			
※処理欄	支給決定年月日	年 月 日	元の勤務先 氏名 部 課 印
	計算欄		支給額(円)
			円

備考 1 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当する番号を記入すること。

- | | | |
|-----------------|---------------|-------|
| ①輸送・機械運転関係 | ④情報関係 | ⑦技術関係 |
| ②医療・社会福祉・保健衛生関係 | ⑤事務関係 | ⑧製造関係 |
| ③専門的サービス関係 | ⑥営業・販売・サービス関係 | ⑨その他 |

- 2 ※印欄には、記入しないこと。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第12号の3 (第16条関係)

求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当請求書

請求者		氏名					台帳番号		
		住所又は居所							
保育等サービス	項番	保育等サービス 利用理由	保育等 サービス 事業者名	保育等 サービス 利用日	保育等 サービス 利用日数	保育等 サービス 分 類	保 育 等 サービス 利用期間 内の求職 活動実施 日	保 育 等 サービス 利用期間 内の求職 活動実施 日数	費用(自 己負分) (円)
	1	ア 面接等のため イ 訓練のため			日			日	円
	2	ア 面接等のため イ 訓練のため			日			日	円
	3	ア 面接等のため イ 訓練のため			日			日	円
	4	ア 面接等のため イ 訓練のため			日			日	円

上記により求職活動支援費(求職活動関係役務利用費)に相当する退職手当の支給を請求します。

年 月 日

名古屋港管理組合管理者 様

元の勤務先 部 課

氏名

印

※処理欄	支給決定年月日 年 月 日	
	項番	計算欄
	1	支給額(円)
	2	円
	3	円
	4	円
合計	円	

備考 1 保育等サービス分類については、以下の区分に該当する番号を記入すること。

- | | | |
|---------------------|--------------|-----------------|
| ①認可保育所で行う保育 | ⑥居宅訪問型保育 | ⑪延長保育事業 |
| ②認可幼稚園で行う保育 | ⑦事業所内保育 | ⑫病児保育事業 |
| ③認定子ども園で行う保育 | ⑧一時預かり事業 | ⑬放課後児童クラブ |
| ④小規模保育 | ⑨子育て短期事業 | ⑭その他の保育等サービス |
| ⑤家庭的保育 | ⑩子育て援助活動支援事業 | (認可外保育施設が行う保育等) |
| (ファミリー・サポート・センター事業) | | |

2 ※印欄には、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第十三号（表画）中「㊟」を「印」と、「現住所」を「住所又は居所」と改め、同様式（裏画）を次のように改める。

(裏面)

失 業 の 申 告 (該当のところへ○印を付け、必要な事項を記入してください。)					
失業の申告をする期間 年 月 日 (当初求職の申込みをした日) から 年 月 日 (請求日) まで					
失業の申告をしようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	ア した イ しない	就職又は就労した人は、した月日を記入してください。			
失業の申告をしようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。					
ア 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。				
	求職活動の方法		活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容
	ア 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等				
	イ 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等				
	ウ 派遣元事業主による派遣就業相談等				
	エ 公的機関等による職業相談、職業紹介等				
(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記入してください。					
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機
	(電話)				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他
	(電話)				ア 知人の紹介 イ 新聞広告 ウ 就職情報誌 エ インターネット オ その他
イ 探さなかった	(その理由を具体的に記入してください。)				
今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	ア 応じられる イ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 ア 病気やけがなど健康上の理由 イ 個人的又は家庭的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため) ウ 就職をしたため又は就職予定があるため エ 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため オ その他()			
就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	ア 就職	ア 公共職業安定所紹介 イ 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 ウ 自己就職		(就職先事業所)	
		月 日より就職(予定)			
	イ 自営	月 日より自営業開始(予定)			
上記のとおり失業の申告をします。 年 月 日 高年齢受給資格者氏名 印					

〔注意事項〕

偽りその他不正の行為により退職手当の支給を受けたり、又は受けようとした場合は、以後、退職手当を受けることができなくなるほか、その返還を命ぜられる場合があります。

様式第十四号中

高年齢受給資格者	氏名		性別	男・女	年齢	歳
	現住所					
	本籍地					
	採用年月日	年 月 日	在職期間	年 月		
	退職年月日	年 月 日				

を

高年齢受給資格者	氏名		年齢	歳
	住所又は居所			
	採用年月日	年 月 日	退職事由	
	退職年月日	年 月 日	在職期間	年 月

に、「㊟」を「印」

に改める。

様式第十五号中

現住所		性別	男・女
本籍地		年齢	歳

を

住所又は居所

年齢 歳

に、「㊟」を「印」に「退職理由」を「退職事由」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて交付されている失業者退職手当受給資格者証及び失業者退職手当高年齢受給者資格者証は、それぞれこの規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて整備されている失業者退職手当支給台帳及び高年齢求職者給付金に相当する退職手当支給台帳は、それぞれ改正後の規則の規定に基づいて整備されたものとみなす。
- 4 退職した職員であつて、その者が退職の際勤務していた名古屋港管理組合の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものに対する改正後の規則第二条第三項又は第四項の規定の適用については、これらの規定中「在職期間」とあるのは、「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以下「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きした「在職期間）」とする。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第五号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年名古屋港管理組合規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の五第二号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改め、同条第五号中「職員と同居している」を削り、「掲げる者」の下に「（口に掲げる者にあつては、職員と同居している者に限る。）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

		<p>埠頭用地運営費</p>	<p>雑費</p> <p>給料</p> <p>手当等</p> <p>賞与等引当金繰入額</p> <p>賃金</p> <p>法定福利費</p> <p>備消耗品費</p> <p>材料費</p> <p>厚生福利費</p> <p>旅費</p> <p>被服費</p> <p>光熱水費</p> <p>燃料費</p> <p>食糧費</p> <p>印刷製本費</p> <p>修繕費</p> <p>修繕引当金繰入額</p> <p>特別修繕引当金繰入額</p> <p>保険料</p> <p>賃借料</p> <p>通信運搬費</p> <p>手数料</p> <p>委託料</p> <p>負担金</p> <p>公課費</p> <p>貸倒引当金繰入額</p> <p>その他引当金繰入額</p> <p>雑費</p>	
に		一般管理費	<p>荷役機械修繕費</p> <p>その他修繕費</p>	也
			<p>荷役機械修繕費</p> <p>埠頭用地修繕費</p> <p>その他修繕費</p>	に於て 同報紙に

の表 中				荷役機械用建物 その他建物	也
				荷役機械用建物 埠頭用地用建物 その他建物	じ
				荷役機械用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額	也
				荷役機械用建物減価償却累計額 埠頭用地用建物減価償却累計額 その他建物減価償却累計額	じ
				貯木設備 その他構築物	也
				貯木設備 埠頭用地構築物 その他構築物	じ
				貯木設備減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額	也
				貯木設備減価償却累計額 埠頭用地構築物減価償却累計額 その他構築物減価償却累計額	じ
		船舶 船舶減価償却累計額 工具、器具及び備品		その他陸上運搬具減価償却累計額 水上荷役機械船舶 その他船舶 水上荷役機械船舶減価償却累計額 その他船舶減価償却累計額	也

			その他陸上運搬具減価償却累計額	に
	工具、器具及び備品			

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の名古屋港管理組合港湾整備事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成二十九年の事業年度から適用し、平成二十八年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

告 示

名古屋港管理組合告示第4号

平成29年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成27年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成27年度名古屋港管理組合一般会計歳入歳出決算

	歳 入	
第1款 分担金及び負担金		9,260,479,210円
第1項 負担金		9,260,479,210円
第2款 使用料及び手数料		5,778,476,868円
第1項 使用料		5,778,444,768円
第2項 手数料		32,100円
第3款 国庫支出金		1,118,945,361円
第1項 国庫負担金		1,118,945,361円
第4款 財産収入		6,252,845,313円
第1項 財産運用収入		6,223,010,219円
第2項 財産売払収入		29,835,094円
第5款 寄附金		0円
第1項 寄附金		0円
第6款 繰入金		147,567,872円
第1項 他会計繰入金		147,567,872円
第7款 繰越金		1,605,375,346円
第1項 繰越金		1,605,375,346円
第8款 諸収入		2,250,808,138円
第1項 延滞金、加算金及び過料		663,267円
第2項 預金利子		2,030,875円
第3項 受託事業収入		216,644,489円
第4項 貸付金元利収入		1,770,125,577円
第5項 特定施設整備収入		16,476,979円
第6項 雑入		244,866,951円
第9款 組合債		3,088,400,000円
第1項 組合債		3,088,400,000円
歳 入	合 計	29,502,898,108円
歳 出		
第1款 議会費		140,883,285円
第1項 議会費		140,883,285円
第2款 総務費		2,278,600,591円
第1項 総務管理費		2,215,368,152円
第2項 監査委員費		63,232,439円
第3款 企画調整費		1,063,506,337円
第1項 企画調整管理費		881,151,726円
第2項 調査費		182,354,611円
第4款 港営費		2,307,459,365円
第1項 港営管理費		1,392,724,142円
第2項 運営費		914,735,223円
第5款 建設費		10,204,899,397円
第1項 建設管理費		1,472,401,946円
第2項 整備費		8,732,497,451円
第6款 公債費		12,184,665,086円
第1項 公債費		12,184,665,086円
第7款 予備費		0円
第1項 予備費		0円
歳 出	合 計	28,180,014,061円

名古屋港管理組合告示第5号

平成29年3月定例名古屋港管理組合議会で認定された平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成27年度名古屋港管理組合基金特別会計歳入歳出決算

		歳	入		
第1款	水族館振興基金収入		95,842,992円		
第1項	財産収入		372,587円		
第2項	寄附金		42,858円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		58,427,547円		
第5項	繰入金		37,000,000円		
第2款	海事文化振興基金収入		19,065,249円		
第1項	財産収入		93,517円		
第2項	寄附金		0円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		4,156,587円		
第5項	繰入金		14,815,145円		
第3款	環境振興基金収入		108,570,518円		
第1項	財産収入		77,102円		
第2項	寄附金		61,000円		
第3項	繰越金		0円		
第4項	積戻金		84,983,738円		
第5項	繰入金		23,448,678円		
	歳 入	合 計	223,478,759円		
		歳		出	
第1款	水族館振興基金		95,842,992円		
第1項	積立金		37,415,445円		
第2項	繰出金		58,427,547円		
第2款	海事文化振興基金		19,065,249円		
第1項	積立金		14,908,662円		
第2項	繰出金		4,156,587円		
第3款	環境振興基金		108,570,518円		
第1項	積立金		23,586,780円		
第2項	繰出金		84,983,738円		
	歳 出	合 計	223,478,759円		

名古屋港管理組合告示第6号

平成29年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成29年度名古屋港管理組合予算の要領は、次のとおりである。
平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成29年度名古屋港管理組合一般会計予算

平成29年度名古屋港管理組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,730,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(組合債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 組合債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		8,880,847 ^{千円}
	1 負 担 金	8,880,847
2 使 用 料 及 び 手 数 料		4,535,477
	1 使 用 料	4,535,467
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		926,000
	1 国 庫 負 担 金	926,000
4 財 産 収 入		5,184,116
	1 財 産 運 用 収 入	4,920,377
	2 財 産 売 払 収 入	263,739
5 寄 附 金		10
	1 寄 附 金	10
6 繰 入 金		595,681
	1 他 会 計 繰 入 金	595,681
7 繰 越 金		400,000
	1 繰 越 金	400,000
8 諸 収 入		2,554,869
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	310
	2 預 金 利 子	577
	3 受 託 事 業 収 入	809,800
	4 貸 付 金 元 利 収 入	1,364,215
	5 特 定 施 設 整 備 収 入	171,138
	6 雑 入	208,829
9 組 合 債		3,653,000
	1 組 合 債	3,653,000
歳 入 合 計		26,730,000

歳 出		金 額
款	項	
1 議 会 費		157,095 ^{千円}
	1 議 会 費	157,095
2 総 務 費		3,106,763
	1 総 務 管 理 費	3,037,519
	2 監 査 委 員 費	69,244
3 企 画 調 整 費		1,065,256
	1 企 画 調 整 管 理 費	823,461
	2 調 査 費	241,795
4 港 営 費		2,808,295
	1 港 営 管 理 費	1,315,696
	2 運 営 費	1,492,599
5 建 設 費		11,078,591
	1 建 設 管 理 費	1,684,715
	2 整 備 費	9,393,876
6 公 債 費		8,484,000
	1 公 債 費	8,484,000
7 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		26,730,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
生 物 借 上 料	平成30年度～平成33年度	千円 197,488 外に法令変更による影響額
ガーデンふ頭文化厚生施設整備費	平成 30 年 度	42,000
中川口通船門補修費	平成 30 年 度	21,000
ガーデンふ頭文化厚生施設補修費	平成 30 年 度	309,000
堀川口防潮水門整備費	平成 30 年 度	174,000
堀川口防潮水門ポンプ所整備費	平成 30 年 度	41,000
中川口ポンプ所補修費	平成 30 年 度	26,000

第3表 組合債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業	千円 3,107,000	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて30年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
コンテナ埠頭整備事業	546,000			
計	3,653,000			

平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計予算

平成29年度名古屋港管理組合基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ674,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 水族館振興基金収入		572,600 ^{千円}
	1 財産収入	208
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	547,372
	5 繰入金	25,000
2 海事文化振興基金収入		58,600
	1 財産収入	82
	2 寄附金	10
	3 繰越金	10
	4 積戻金	5,006
	5 繰入金	53,492
3 環境振興基金収入		43,400
	1 財産収入	57
	2 寄附金	20
	3 繰越金	20
	4 積戻金	43,303
歳 入	合 計	674,600

歳 出		金 額
款	項	
1 水族館振興基金		千円 572,600
	1 積立金	25,228
	2 繰出金	547,372
2 海事文化振興基金		58,600
	1 積立金	53,594
	2 繰出金	5,006
3 環境振興基金		43,400
	1 積立金	97
	2 繰出金	43,303
歳出合計		674,600

平成29年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度名古屋港管理組合施設運営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	施設及び用地	事 項	備 考
事 業 量	上 屋 40棟	一般使用許可面積	平方メートル 86,111
		専用使用許可面積	平方メートル 39,186
	貯 木 場 8か所	一般使用許可面積	平方メートル 346,250
		専用使用許可面積	平方メートル 995,430
	荷役機械 8基	貸 付 数	基 8
	埠頭用地		平方メートル 2,387,323
施設の維持補修及び 施設の増補・改良工事	施設維持補修工事及び 上屋等整備工事	千円 946,272	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款	施設運営事業収益	4,218,000千円
第1項	営業収益	4,102,564千円
第2項	営業外収益	115,416千円
第3項	特別利益	20千円
	支 出	
第1款	施設運営事業費用	3,274,000千円
第1項	営業費用	2,862,834千円
第2項	営業外費用	237,082千円
第3項	特別損失	164,084千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,768,970千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額27,000千円及び過年度分損益勘定留保資金1,741,970千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		30千円
第1項	固 定 資 産 売 却 代 金		10千円
第2項	寄 附 金		10千円
第3項	そ の 他 資 本 的 収 入		10千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		1,769,000千円
第1項	建 設 改 良 費		531,497千円
第2項	固 定 資 産 購 入 費		282千円
第3項	企 業 債 償 還 金		1,237,221千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上 屋 整 備 費	平成30年度	109,000千円
埠 頭 用 地 整 備 費	平成30年度	17,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	518,883千円
-----------	-----------

平成29年度名古屋港管理組合理立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度名古屋港管理組合理立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

埋立土量	163,000立方メートル
------	---------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	埋 立 事 業 収 益		391,000千円
第1項	営 業 外 収 益		390,970千円
第2項	特 別 利 益		30千円
		支 出	
第1款	埋 立 事 業 費 用		545,000千円
第1項	営 業 費 用		499,477千円
第2項	営 業 外 費 用		35,493千円
第3項	特 別 損 失		30千円
第4項	予 備 費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額325,000千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。）。

		収 入	
第1款	資 本 的 収 入		519,000千円
第1項	雑 収 入		448,385千円
第2項	貸 付 金 返 還 金		70,615千円
		支 出	
第1款	資 本 的 支 出		844,000千円
第1項	西 部 地 区 埋 立 事 業 費		562,500千円
第2項	南 5 区 埋 立 事 業 費		55,700千円
第3項	総 係 費		165,590千円
第4項	雑 支 出		60,210千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、手当及び法定福利費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 372,736千円

名古屋港管理組合告示第7号

平成29年3月定例名古屋港管理組合議会の議決を経た平成28年度名古屋港管理組合補正予算の要領は、次のとおりである。
平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

平成28年度名古屋港管理組合一般会計補正予算

平成28年度名古屋港管理組合一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ498,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,246,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(組合債の補正)

第3条 組合債の補正は、「第3表 組合債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(△印は、減額を示す。)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		9,423,274 ^{千円}	△ 247,658 ^{千円}	9,175,616 ^{千円}
	1 負担金	9,423,274	△ 247,658	9,175,616
2 使用料及び手数料		5,532,073	20,762	5,552,835
	1 使用料	5,532,063	20,762	5,552,825
3 国庫支出金		1,033,700	△ 140,104	893,596
	1 国庫負担金	1,033,700	△ 140,104	893,596
9 組合債		3,332,000	△ 131,000	3,201,000
	1 組合債	3,332,000	△ 131,000	3,201,000
歳入合計		29,744,000	△ 498,000	29,246,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 建 設 費		11,669,648 ^{千円}	△ 332,895 ^{千円}	11,336,753 ^{千円}
	1 建 設 管 理 費	1,653,460	0	1,653,460
	2 整 備 費	10,016,188	△ 332,895	9,683,293
6 公 債 費		11,942,924	△ 165,105	11,777,819
	1 公 債 費	11,942,924	△ 165,105	11,777,819
歳 出 合 計		29,744,000	△ 498,000	29,246,000

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	補正前の額	補正後の額
5 建 設 費	2 整 備 費	大 江 ふ 頭 岸 壁 整 備 費	— ^{千円}	50,000 ^{千円}
		港湾改修(老朽化施設活用)交付金事業費	51,000	71,700
		中 川 口 通 船 門 整 備 費	—	185,722
		空 見 ふ 頭 護 岸 補 修 費	—	60,300
		潮 凧 ふ 頭 護 岸 補 修 費	—	1,800
		金 城 ふ 頭 岸 壁 補 修 費	—	11,800
		稲 永 ふ 頭 岸 壁 補 修 費	—	4,800
		高 潮 対 策 交 付 金 事 業 費	230,600	266,200
		国直轄事業港湾管理者負担金	—	235,872

第3表 組合債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 事 業	3,107,000 ^{千円}	△ 131,000 ^{千円}	2,976,000 ^{千円}	普通貸借 又は 債券発行	8.5%以内	政府資金については融資条件により、銀行その他の場合には起債年度から据置期間を含めて40年度間以内に元利均等、元金均等若しくは元金不均等の方法で毎年度1期若しくは2期に分けて償還し、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、組合財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は借り換えることができる。
計	3,332,000	△ 131,000	3,201,000			

名古屋港管理組合告示第8号

次の港湾施設は、平成29年4月1日から次のとおり変更する。

平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地

変更前

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭南C荷さばき地 (稲南C)	1 ^級	25号岸壁隣接	平方メートル 4,513	図による
金城ふ頭北部A荷さばき地 (金城北A)	1 ^級	71号岸壁隣接	平方メートル 11,638	図による
北浜ふ頭荷さばき地 (北浜)	3 ^級	87号岸壁隣接	平方メートル 2,226	図による

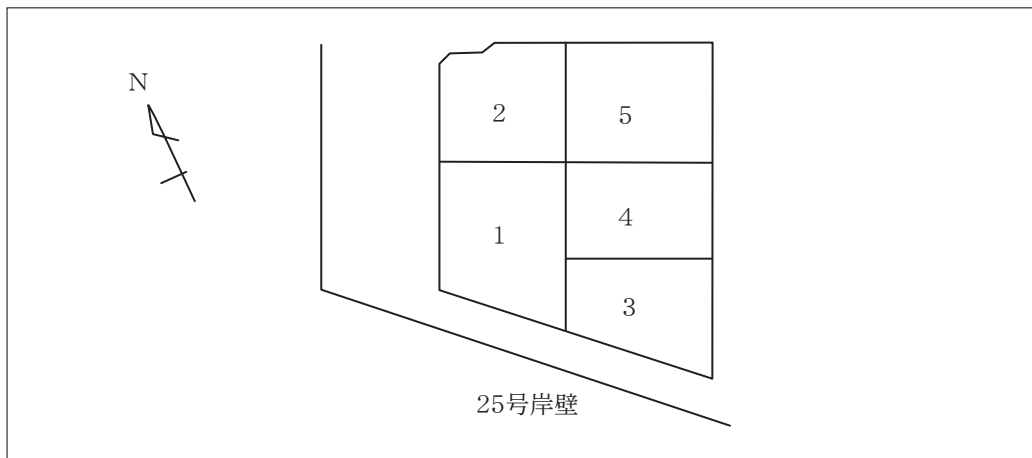
(図は省略)

変更後

区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭南C荷さばき地 (稲南C)	1 ^級	25号岸壁隣接	平方メートル 4,376	図による
金城ふ頭北部A荷さばき地 (金城北A)	1 ^級	71号岸壁隣接	平方メートル 996	図による
北浜ふ頭荷さばき地 (北浜)	3 ^級	87号岸壁隣接	平方メートル 679	図による

(稲永ふ頭南C荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 稲南Cの区画の面積は、1は910平方メートル、2は887平方メートル、3は667平方メートル、4は897平方メートル、5は1,015平方メートルである。

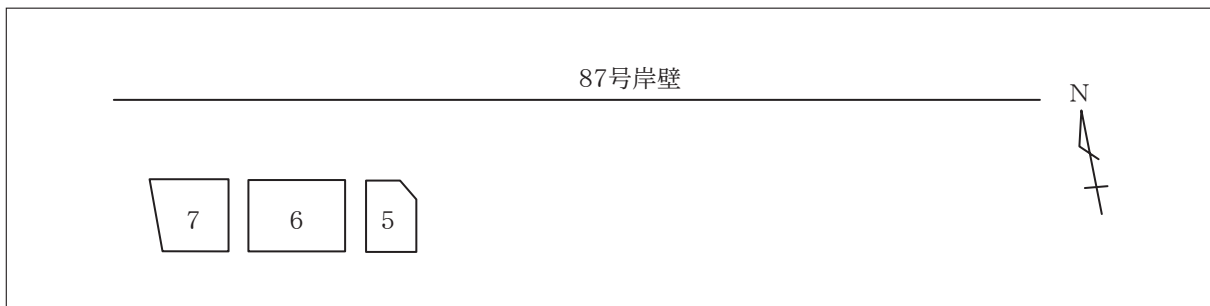
(金城ふ頭北部A荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城北Aの区画は、1区画である。

(北浜ふ頭荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 区画の面積は、5は176平方メートル、6は290平方メートル、7は213平方メートルである。

名古屋港管理組合告示第9号

次の港湾施設は、平成29年4月1日から廃止する。
平成29年3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷さばき地
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
稲永ふ頭北B荷さばき地 (稲北B)	1 ^級	稲永ふ頭4,5号上屋北側及び稲永 ふ頭北5号上屋西側隣接	平方メートル 2,689	図による
金城ふ頭南部A荷さばき地 (金城南A)	1 ^級	63号岸壁及び65号岸壁隣接	平方メートル 11,249	図による

(図は省略)

名古屋港管理組合告示第10号

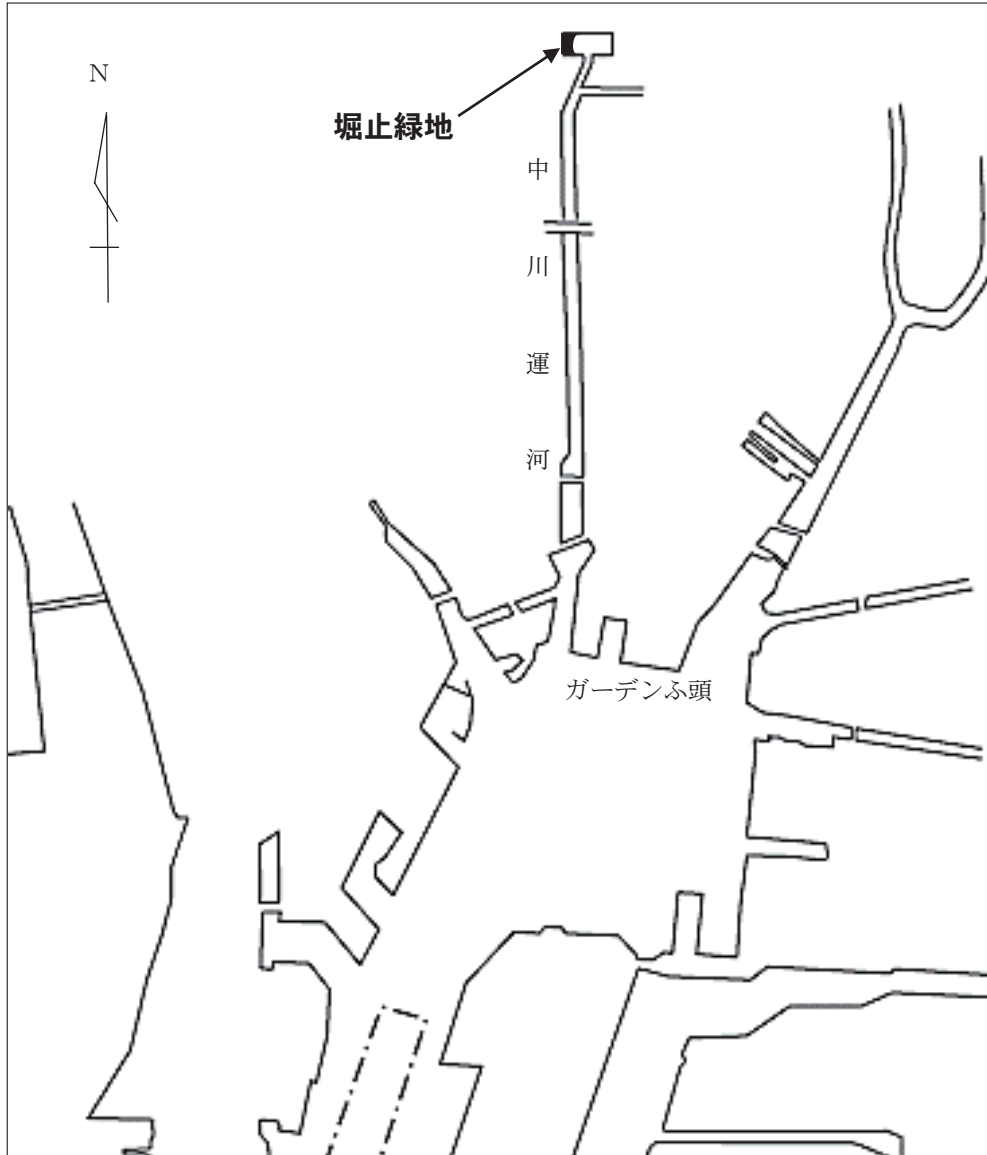
次の臨港緑地を設置し、平成29年 4月 1日から供用を開始する。

平成29年 3月31日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

名 称	位 置	区 域	施設の概要
堀止緑地	名古屋市中村区運河町の一部及び 名古屋市中川区運河町の一部	別添図示	散策、休息施設

臨港緑地位置図



訓 令

訓令第一号

組合内一般

名古屋港管理組合事務決裁規程（昭和四十年訓令第七号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

第三条中「の各号」を削る。

別表第一（共通事務）の表部長及び室長専決事項の欄第九号中「危機管理監」を削り、同表課長専決事項の欄第五号を次のように改める。

五 所属職員の日帰りの国内旅行命令並びに課長補佐及び係長の在勤地及び付近地の旅行命令に関する事。

別表第一の二（共通事務）の表危機管理監及び担当部長専決事項の欄第八号及び第十号中「担当課長」を「課長及び担当課長」に改め、同表担当課長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 所属職員の日帰りの国内旅行命令並びに課長補佐及び係長の在勤地及び付近地の旅行命令に関する事。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

訓令第二号

組合内一般

事務所の組織の分掌事務規程（平成八年訓令第五号）の一部を次のように改正する。
平成二十九年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

第二条第一号中八を削り、二を八とし、ホからルまでを二から又までとする。

附 則

この訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合